

条例改正 QA

番号	Q	A
条例改正について		
1	なぜ、条例が改正されたのですか？	本市では、管理者が施設内や近隣にいない簡易宿所や民泊が増加し、騒音やゴミ出し等に関するトラブルを懸念する声が増えていました。 そのため、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、市民の安全で安心な生活環境を確保するために条例を改正しました。
2	いつから施行されるのでしょうか？	令和2年7月1日から施行します。
3	条例改正の内容について、既存施設の営業者にどのように周知したのですか。	本市の公式ホームページ上でご案内しているほか、全ての旅館業の営業者及び住宅宿泊事業の事業者並びに関係団体宛てにパンフレットを郵送いたしました。なお、毎年実施している立入検査の際にも個別にご案内する予定ですが、ご不明な点は民泊適正運営指導室（076-234-5111）にご連絡ください。
（施設外）玄関帳場について		
1	玄関帳場や施設外玄関帳場には、いわゆるホテルのフロントのようなカウンターが必要ですか？	カウンターの設置など、構造設備の基準は特には設けていませんが、施設の宿泊人数を勘案し、宿泊者名簿の記載や旅券の確認などの事務作業に適した設備（テーブル等）が必要となります。
2	管理者不在とはどのような状態のことを指しますか？	宿泊者が利用する間、管理者等がその施設や近隣（隣接敷地内）に不在となる時間がある状態を指します。 ただし、不在の理由が所用（買い物など）による短時間の外出の場合等は除きます。
3	管理者が簡易宿所内にはいないのですが、すぐ近所に居住しています。管理者不在簡易宿所に該当しますか。	管理者が隣接敷地内に居住し、宿泊者が利用する間駐在している場合などは、管理者不在簡易宿所には該当しません。個別に判断いたしますので、民泊適正運営指導室（076-234-5111）にご相談ください。
4	昼間は管理者が簡易宿所内にいるのですが、夜間は帰宅して不在になります。管理者不在簡易宿所に該当しますか？	該当します。
5	管理者不在簡易宿所にはどうして管理者に連絡する設備を置かなければならないのですか？宿泊者が携帯電話を持っていれば連絡できるのではないのですか？	宿泊者が携帯電話等を所持していない場合や、管理者の連絡先を失念する場合なども想定し、緊急時に全ての宿泊者が管理者に迅速かつ確実に連絡できるようにするためです。

(施設外) 玄関帳場について【続き】		
6	複数の管理者不在簡易宿所を一つの施設外玄関帳場で対応することはできますか？	可能です。その場合、受付する全ての管理者不在簡易宿所と、施設外玄関帳場が別途要件※を満たすことが必要です。 なお、施設外玄関帳場標識には、受付する全ての管理者不在簡易宿所の名称を記載します。 ※別途要件 ○当該管理者不在簡易宿所の出入口が施錠可能であること。 ○当該管理者不在簡易宿所への人の出入りの状況を確認できること。 ○当該管理者不在簡易宿所に管理者との連絡がとれる設備を備えること。 ○当該管理者不在簡易宿所におおむね10分以内に到着できること。
7	施設外玄関帳場を複数設けることは可能ですか？	時間帯により施設外玄関帳場をわける場合などで可能です。その場合、全ての施設外玄関帳場について、別途要件(Q6に同じ)を満たす必要があります。詳細につきましては、民泊適正運営指導室(076-234-5111)にご相談ください。
8	管理者不在簡易宿所にはどうして監視カメラを設置しなければいけないのですか？	管理者が常駐する簡易宿所は、管理者が施設内の状況を常時把握でき、宿泊者以外の出入りを防止することができるなど、宿泊者や近隣住民にとって安全安心な宿泊施設と言えます。 管理者不在簡易宿所では、その代替手段として、監視カメラで簡易宿所への人の出入りの状況などを常時確認できるようにすることにより安全安心を担保するものです。
9	監視カメラはどこに設置すればよいのでしょうか？	屋内・屋外を問いませんが、出入りの際に宿泊客の容姿が確認できる位置に設置してください。
10	マンションの一室を利用した簡易宿所など、共用区域に監視カメラの設置が困難な場合はどうしたら良いですか？	部屋の内部に設置し、玄関を撮影する方法でも構いません。設置場所に困った場合は、民泊適正運営指導室(076-234-5111)にご相談ください。
11	監視カメラはリアルタイムで映像を受信できるものに限られますか？レコーダー式で、有事の際に確認できるものでも認められるのでしょうか？	簡易宿所への出入りの状況などを常時確認できるものを設置してください。
12	既存の簡易宿所にも(施設外)玄関帳場を設置する必要はありますか？	既存の簡易宿所には、(施設外)玄関帳場の設置義務はありません(改築や大修繕をする場合を除く。)が、なるべく設置をお願いしたいと考えています。 設置が困難な場合は、これまでどおり宿泊施設において宿泊客と対面による面接を行ってください。なお、宿泊客や近隣住民の安全安心のため、既存の管理者不在簡易宿所にも監視カメラや防火設備の設置にご協力をお願いしております。補助金制度をぜひご活用ください。

標識の掲示について		
1	簡易宿所の標識、施設外玄関帳場の標識は、営業者が作成するのですか？	いずれの標識も市が作成し、営業者の皆様に許可証とともに交付いたします。既存の簡易宿所については各事業者あてに6月中に郵送します。
2	既存の簡易宿所の標識はどこに郵送されますか？	許可を取得した営業者のご住所に送付いたします。
3	既存簡易宿所の標識を営業者以外に送付してほしいのですが？	事前にお知らせいただければ、対応いたします。
4	標識はどのように掲示したらいいですか？	施設の外部の見やすい場所に掲示してください。標識には汚損しにくい加工をさせていただきますが、なるべく風雨に晒されない場所への掲示をお願いします。なお、既存の簡易宿所には7月1日までに掲示してください。
5	既存簡易宿所の標識について、事前に記載内容を確認したいのですが？	既存簡易宿所の営業者の皆様にお送りした、「条例改正のお知らせ」に、「標識に関する調査票」を同封いたしました。調査票どおりに記載いたしますが、事前に確認したい場合は、個別にお問い合わせください。なお、標識の作成、発送の準備に時間を要するため、速やかなご回答に御協力をお願いします。
6	標識の記載内容が間違っているのですが。	大変申し訳ございません。再交付いたしますので、お手数ですが、民泊適正運営指導室（076-234-5111）までご連絡ください。
7	標識を紛失した場合、汚損した場合は新しい標識を交付してもらえますか？	再交付いたします。必要な場合は民泊適正運営指導室（076-234-5111）までご連絡ください。
旅館業・住宅宿泊事業の適正な実施について		
1	宿泊者の面接は、直接対面しない方法でも認められますか？	面接は直接対面にて行ってください。ただし、旅館・ホテル営業においては、玄関帳場代替設備の使用が例外的に認められています。なお、住宅宿泊事業において面接と同等の方法※で行う場合も同様です。 ※以下のいずれも満足する方法 ○宿泊者の容姿と旅券が画像で鮮明に確認でき、宿泊者名簿とともに保存可能であること。 ○画像が施設から発信されていることが確認できること。
2	24時間の緊急時対応は人件費がかかるので無理なのですが。	「営業者の責務」の内容は、国の「旅館業における衛生等管理要領」に規定されていることから、既存施設においては、既に対応されているものと認識しております。宿泊者及び近隣住民の安全安心のため、引き続きご対応をお願いします。

旅館業・住宅宿泊事業の適正な実施について【続き】

3	ごみ出しや騒音などのルール説明は必要ですか？宿泊者のマナーの問題なのではないですか？	宿泊者が原因となる騒音、防火、ポイ捨て等のごみの問題については、営業者が宿泊者に対して適切にルール説明をしてマナーを守っていただくことが重要と考えております。
4	概ね10分以内とはどれくらいの距離なのでしょう？	自動車では時速30kmで算定すると概ね5km以内、自転車では時速15kmで算定すると概ね2.5km以内、徒歩では時速4.8kmで算定すると概ね800m以内が目安となります。

消火器の設置について

1	設置する消火器はどのような形式のものでも可能ですか？	設置する消火器はどのような形式でも構いません。 ただし、補助金交付の対象となる消火器はABC粉末消火器10型に限られますのでご注意ください。
2	消火器はどのような場所に設置すれば良いですか？	【施設内部への設置について】 各階ごとに設置することや、見やすいところに消火器と表示することなどの基準があります。詳細は、金沢市消防局予防課（280-2065）にお問い合わせください。 【施設外部への設置について】 通行者等火災発見者が見つけやすい場所に設置してください。また、風雨に晒される場所に設置する場合は、消火器保護のため、格納箱を設けるなどの対応をお願いします。なお、共同住宅の一部を利用した簡易宿所で、施設近傍の共用部分（エレベーターホール等）に消火器が設置されている場合など、別途設置する必要がない場合もありますので、個別にご相談ください。

自動火災報知設備及び火災通報装置の設置について

1	どうして防火対策について条例に規定されたのですか？	本市は、古い木造住宅が密集し、幅員の狭い道路も多いことから火災対策は非常に重要であるため、改正条例に規定しました。その防火対策として消火器の設置や自動火災報知設備と火災通報装置の連動について義務が規定されました。
2	失火法により、よほどの重過失がない限りは保障は不要ではないですか？	失火法により保障されないことに対する近隣住民の不安を解消するため、類焼火災保険の特約を付帯することについて努力義務が規定されました。
3	火災により近隣建物に与えた損害を補償するための保険は、どこで入れますか？	加入されている火災保険に特約として付帯できる場合があります。詳細は保険会社にお問い合わせください。

自動火災報知設備及び火災通報装置の設置について

4	火災通報装置が起動するとどうなりますか？	自動音声で119番通報がされ、消防隊が出動することとなります。 なお、消防局から折り返し確認の電話がありますので、誤報など火災でない場合は受信し、その旨を伝えていただければ消防隊は出動しません。
5	火災通報装置の設置と自動火災通報装置の連動とは何ですか？	自動火災報知設備が火災等で発報した場合、連動して火災通報装置が起動し、消防局へ119番通報されるものです。
6	既存の自動火災通報設備と火災通報装置を連動させることができますか？	通常はできます。詳細については専門業者にお問い合わせください。
7	自動火災報知設備と火災通報装置の連動はどの宿泊施設でも可能ですか？	管理者不在宿泊施設のみです。それ以外の宿泊施設で連動させることは認められていません。
8	火災通報装置の設置工事は誰でもできますか？	消防設備士甲種4類の資格が必要です。また、消防局予防課への所要の届出と検査が必要となります。
9	火災通報装置の新設や改修の際に手続きが必要ですか？	補助金申請とは別途で、消防局予防課への手続きが必要となります。(着工届や設置届、竣工検査が必要)
10	火災通報装置等について維持管理が必要ですか？	消防法令で定められた点検等が必要となります。